

【2020年度 事業計画書】

社会福祉法人 姫路潮会

1. 理念

「一人ひとりを大切にともに生きる」に基づき 2020 年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ・法令遵守を基本とした法人経営を行う
- ・利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供する
- ・日常生活、社会生活の支援が、共生社会の実現に繋がり、利用者、地域住民から評価される質の高いサービスを提供する
- ・各種制度の意思、方向性を見極め、中長期的視野に立った安定した経営の構築
- ・福祉人材の育成、確保に向け、職員の専門性向上、たゆまぬ研鑽を育む環境づくりに努める。
- ・第三者評価、情報公表、苦情解決等を通じた透明性確保の対応
- ・新たな福祉事業の推進と、利用者、地域の福祉ニーズに沿った積極的な取り組みをする
- ・効率的な運営による安定経営体制の構築

3. 理事会・評議員会の開催

評議員会は、定款等の重要事項を決定する。

理事会は業務執行の決定を行う。

- (1) 理事会・・・2020年6月、2021年3月
- (2) 評議員会・・・2020年6月

ただし、必要がある場合はその都度開催する。

4. 事業運営

●第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業

- ①ぬかちゃん網干作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）の運営
- ②ぬかちゃん手柄作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）の運営
- ③ケアホームきらめ樹・かがや樹（共同生活援助）の運営

●収益事業（社会福祉法第 26 条規定）

太陽光発電売電事業（ケアホームきらめ樹・かがや樹の屋上）

5.重点取組内容

(1) 経営組織の強化

- ①2020年4月1日から評議員の増員（7名）に伴う選任
- ②評議員会・理事会の開催と運営
理事長により職務の執行状況を理事会に報告
事業活動状況、行政等への届出、予算について等
- ③利用者の高齢化対策について
- ④建物、施設の安全対策

(2) 法人としての理念／基本方針の周知、規程等の遵守

- ①理念、基本方針を全職員に周知徹底
会議、研修等の場を活用して実施
- ②関係法令及び定款の遵守
社会福祉法の適正運用

(3) 利用者への支援

- ①利用者の権利擁護、成年後見制度のPR
虐待及び身体拘束防止等の周知徹底
- ②各種行事の充実
- ③防災、防犯訓練の実施
- ④家族会を通じてコミュニケーションを充実
- ⑤個別支援計画の策定と承認の徹底
- ⑥環境整備の充実
- ⑦個々に沿った健康管理
- ⑧余暇活動・体力維持対策の充実
(近隣施設、各々の施設内を有効活用して定期的を実施し、体を動かす機会の慣習化を継続させる)
- ⑨クラブ活動の充実化（希望に沿った活動を増やし充実化を図る）
- ⑩感染症対策の強化（特に新型コロナウイルスに関する予防対策の徹底）

(4) 生産活動の充実

- ①自主商品となる新規開拓
- ②設備面の充実
- ③工賃規程に沿った適正な工賃支給の継続
- ④各々の事業所での作業確保ができるような体制作り
- ⑤取引業者への積極的な依頼の継続

(5) 施設・設備の改善

- ①通信設備の整備＜全事業所＞
- ②防犯対策の充実＜全事業所＞
- ③床面、壁面、階段、窓設備の修繕＜網干＞
- ④LED照明化の推進＜網干＞
- ⑤老朽化した器具備品類の整備＜全事業所＞

(6) 人事管理の充実

- ①求人对策の継続と定着率の向上
ハローワーク、民間求人広告を増やし通年募集を継続させ、職員定着率向上となるようにする。
- ②人事給与制度の適正運用
キャリアパス制度を明確にさせ、適正な人事考課と人事管理
- ③個人情報保護対策の強化 個人情報の安全管理
- ④中堅職員の育成
外部研修への参加、内部研修の充実
- ⑤職員の目標管理制度
目標の設定と人事考課への反映
- ⑥職員の勤務労働条件の適正化
職員の待遇改善（給与引き上げ）

(7) 財務管理

- ①会計処理の適正化
コンサルティングによる指導・相談を継続
- ②会計基準による会計処理
会計基準に基づき適正な処理を実施
- ③契約の透明性の確保
定款、経理規程の遵守
契約更新時における内容の見直し

(8) 苦情受付及び第三者委員の配置

- ①苦情解決における体制強化
- ②第三者委員2名の配置

(9) 福祉サービス第三者評価の受審

- ①長期間にわたって未受審となっているので、受審できる体制作りに引き続き努める。併せて実情に沿った規程類の見直しの実施

(10) 事業経営の透明性推進

- ①事業経営状況のホームページ等による公表
- ②役員報酬規程の公表
- ③内部留保を明確にさせ、事業継続財産の算定と社会福祉充実残額の把握
- ④必要があれば福祉充実計画の作成、公表

(1 1) 非常時対策

- ①全事業所において災害等に備えて備蓄品の確保
- ②全事業所において防犯対策の強化を図る
- ③昨今の異常気象による施設設備等の強化（豪雨、台風、猛暑等の対策）

(1 2) 改正社会福祉法への対応

- ①評議員会を議決機関・牽制機関、理事会を意思決定機関とした運営の継続
監事の理事会への出席義務及び報告義務
- ②事業運営の透明性の向上
定款、役員報酬規程、計算書類、社会福祉充実計画の内容等必要に応じて公表
- ③財務規律の強化
内部留保の明確化
- ④地域との連携強化
近隣公園等での清掃活動を通じて地域活動へ参加・協力
近隣住民に無償で施設利用の提供（網干）
地域行事があれば状況を見ながら参加し地域交流を図る